

# 解体補助を申請される皆様へ

申請受付開始：令和8年5月11日（月）

午前9時より整理券を配布し、順番で受付を行います！

（5月11日の受付会場：千曲市役所3階 301会議室A）

交付決定通知を受け取る前の契約・着工は対象になりません。

県の交付決定を受ける必要があり3週間程度かかりますので、

契約日までの期間に余裕をもって申請してください。

## 【施工業者から見積りをもらう際の注意事項】

### 必ず除却工事施工者へ確認してください

- ① 除却工事施工者は、建設業法に規定する建設業許可を受けている業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する登録がされている業者である必要があります。

※実績報告時に、「建設業法に規定する建設業許可証」又は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する登録済であることが証明できる書類」の写しが必要です。

- ② 補助対象住宅の積算内訳が分かる見積書（補助対象住宅と補助対象外の建物等を同時に除却する場合は、処分費・運搬費・経費等も一式ではなく、分けた見積書）を作成してもらってください。

※昭和56年6月1日以降に増改築した部分・離れ・納屋・倉庫・物置・蔵・植栽・塀等を含む外構等の除却に係る費用は補助対象外です。

※5月にお手元に届いている「固定資産税の納税通知書」に記載されている家屋の情報も確認し、増改築の経緯等に不明点がある場合は必ず事前にご相談ください。

- ③ 解体工事を行う際は、アスベストについて資格者による事前調査の実施が義務づけられています。（事前調査は除却工事施工者が実施するものです。）

# 【提出書類チェック表】 事前に自己チェックし、申請時に提出してください

申請者名 \_\_\_\_\_

1 建替等 ・ 2 建替等以外

(事前事務確認 No. \_\_\_\_\_)

↑ 申請時の受付 No.ではありません

## ↓ 下記□全てにチェックを入れる必要があります ↓

### 事前自己チェック

### 受付時チェック

千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付申請書

職員チェック

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したこと及び建築物の所有権を

職員チェック

証する書類 (例) 登記事項証明書 **④未登記の部分は補助対象外です**

④昭和 56 年建ての場合には、登記事項証明書では着工した日が分からないため、「建築確認済証」「建築確認申請台帳記載事項証明書」などが必要です。

納税証明書 (千曲市税分) ←千曲市役所 1 階の「債権管理課」で取得できます。

職員チェック

耐震改修工事・除却工事計画書

職員チェック

精密耐震診断結果報告書又は容易な耐震診断結果報告書の表紙の写し

職員チェック

除却工事の見積書の写し (積算内訳が分かるもの)

職員チェック

位置図 (住宅地図の写し等)

職員チェック

配置図 (敷地内の建物等の配置が分かる図面)

職員チェック

外観写真 (2 方向程度) /水回り 3 か所 (キッチン・お風呂・トイレ) 写真

職員チェック

所得証明書 ←居住地の市町村役場の税務窓口で取得してください。

職員チェック

千曲市に居住の場合は、千曲市役所 1 階「税務課」で取得できます。

(↓手続きに関して代理人を定める場合のみ↓)

委任状

職員チェック